

案

三浦市景観計画

(抜粋)

三浦市

令和〇年〇月

5.5 景観重要公共施設

(1) 景観法としての位置づけ

景観重要公共施設（景観法第8条第2項第4号ロ）

(2) 候補の選出と指定の流れ

景観重要公共施設の指定にあたっては、みうら景観資産も参照しつつ、市は公共施設管理者と景観法に基づく整備に関する事項や占用等の許可の基準について協議し、同意の上で、景観重要公共施設の指定を図っていきます。

(3) 指定の考え方

公共施設（漁港、道路、橋梁、都市公園等）は、地域を認識するものであるため、三浦市の景観資源を生かすように、積極的に景観重要公共施設に指定し、その保全・活用に取り組みます。

【景観重要公共施設の指定の方針】

景観重要公共施設の指定の方針を次のとおり定めます。

- 周辺景観においてシンボリックな存在となっている主要な漁港や道路、海岸、橋梁、公園、緑地及びこれらに付帯する施設
- 良好な景観を形成し、景観軸となる道路等の公共施設
- 祭礼、イベント等に活用されるなど、歴史的・文化的な側面から多くの市民や来訪者に利用され、親しまれている公園、緑地、道路等の公共施設

(4) 整備に関する事項について

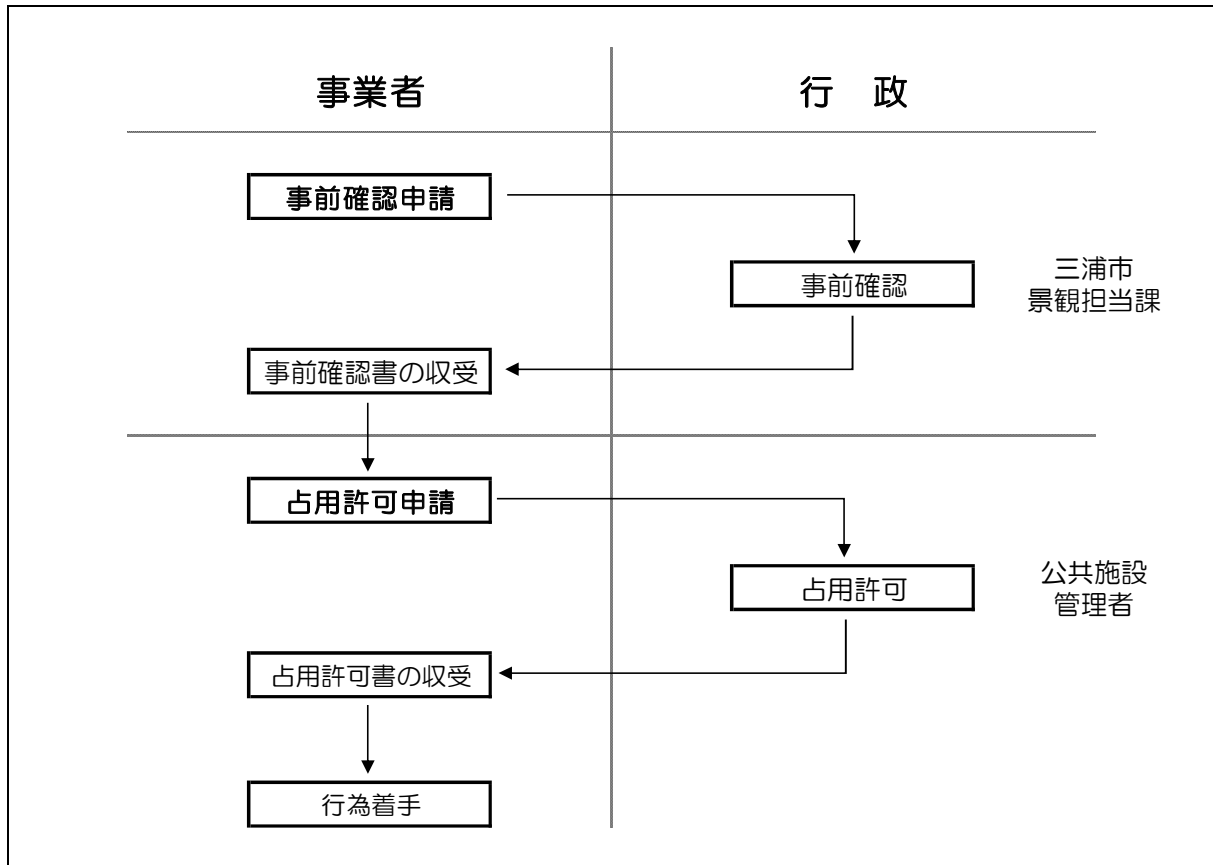
景観重要公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項は、各景観重要公共施設の項に記載している「整備に関する事項」のとおりとします。

(5) 占用等の許可の基準について

景観重要公共施設における占用等の許可を受けるにあたって、景観上適合すべき基準は、各景観重要公共施設の項に記載している「占用等の許可の基準」のとおりとします。

(6) 占用許可等の事前確認について

景観重要公共施設において、占用等を行う際は、各景観重要公共施設管理者に占用等の許可申請を行う前に、市景観担当課の確認を受けることが必要になります。

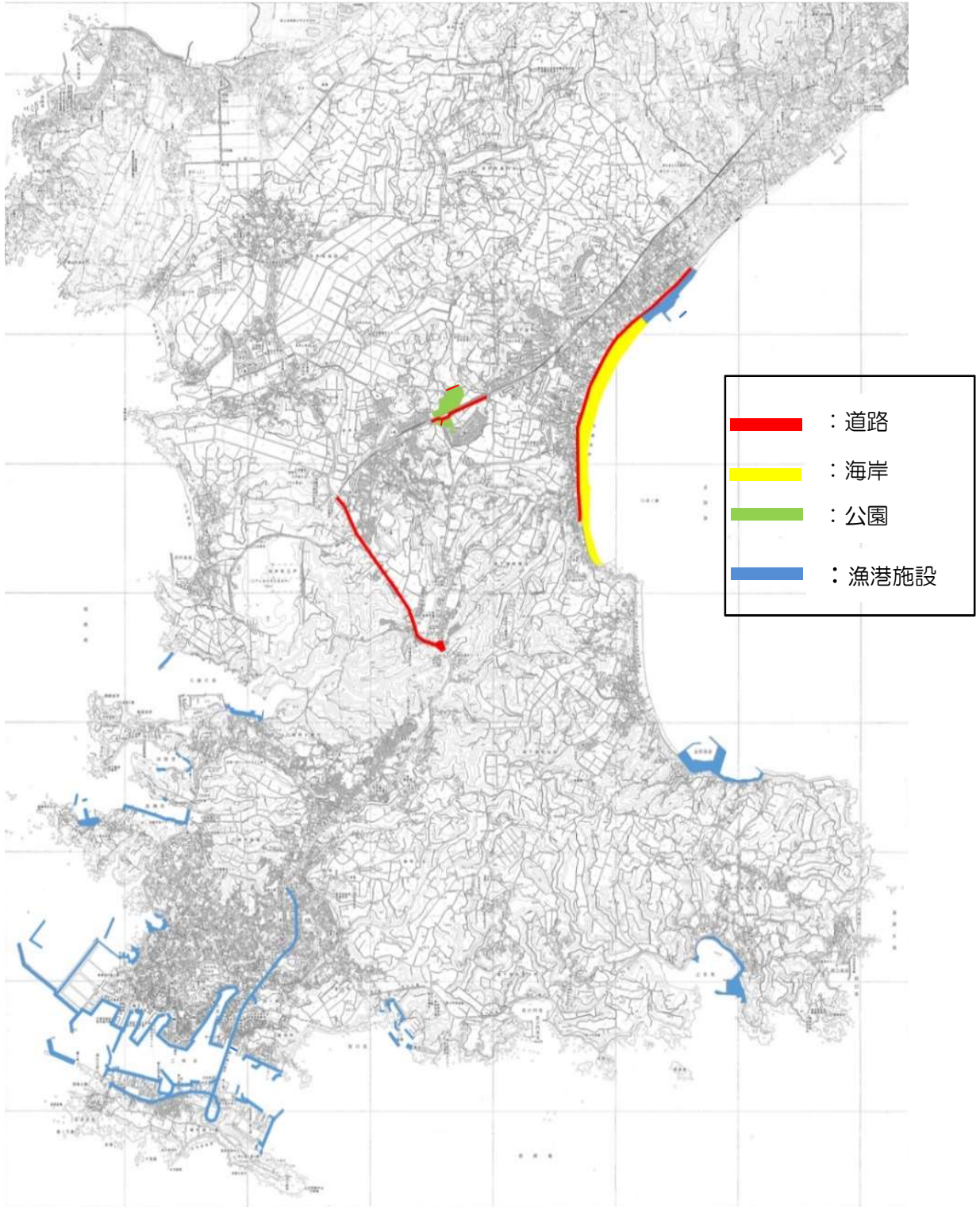


(7) 適用の除外

景観重要公共施設の整備に関する事項及び占有等の許可の基準に関して、以下に該当するものについては適用除外とします。

- 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- 地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの
- 仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物
- 公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、景観計画の施行時点で現に存するもの（維持管理のための修繕等を含む。）
- 景観計画の施行時点で現に占有許可等を受けて存するもの（外観の変更を生じないものに限る。）

景觀重要公共施設位置図



景観重要公共施設一覧

公共施設の区分	名称	指定日
海岸保全区域に係る海岸	三浦海岸(北下浦漁港区域から南下浦中学校地先まで)	令和〇年〇月〇日
漁港漁場整備法による漁港	北下浦漁港(上宮田地区)	令和〇年〇月〇日
道路法による道路	国道 134 号・県道 215 号(三浦海岸沿線道路(市境から白山神社バス停付近まで))	令和〇年〇月〇日
道路法による道路	国道 134 号(引橋交差点から三崎口駅まで)	令和〇年〇月〇日
道路法による道路	市道 310-3 号(河津桜並木道(山ヶ谷戸跨線橋下横断歩道から 51 号橋下まで))	令和〇年〇月〇日
道路法による道路	市道 347-16 号及び市道 348 号(小松ヶ池公園との隣接箇所)	令和〇年〇月〇日
都市公園法による都市公園	小松ヶ池公園	令和〇年〇月〇日
漁港漁場整備法による漁港	城ヶ島大橋取付道路	令和〇年〇月〇日
漁港漁場整備法による漁港	三崎漁港	令和〇年〇月〇日
漁港漁場整備法による漁港	金田漁港	令和〇年〇月〇日
漁港漁場整備法による漁港	間口漁港(江奈地区)	令和〇年〇月〇日

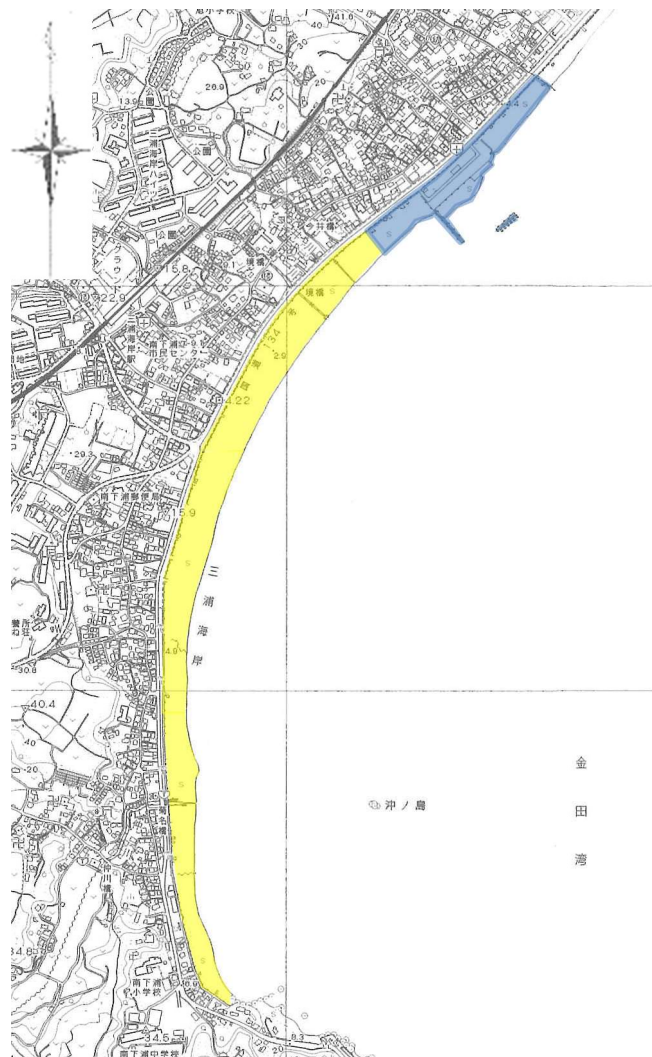
5.5.1 三浦海岸・北下浦漁港（上宮田地区）

景観重要公共施設の指定理由

三浦海岸は、三浦半島を代表する海岸であり、海水浴シーズンは多くの海水浴客で賑わい、また、散策などを楽しむ市民の憩いの場となっております。

また、北下浦漁港（上宮田地区）は、主要な幹線道路である国道 134 号に隣接し、市境にある施設であるため、三浦市の玄関口となる施設であります。

これら 2 施設の統一感のある整備を図るとともに、海岸景観の維持・向上を図るような景観整備に努めていきます。





三浦海岸・北下浦漁港（上宮田地区）

<p>施設管理者</p>	<p>神奈川県 三浦市</p>
<p>指定区域</p>	<p>三浦海岸保全区域（南下浦海岸）に係る海岸（北下浦漁港区域から南下浦中学校地先まで） 北下浦漁港（上宮田地区）区域内の漁港施設及び公共空地</p>
<p>整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号ロ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 ・柱類、柵類は見通しや開放性を確保するとともに、海岸景観に調和するようにすること。 ・素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものとする。
<p>占用等の許可の基準 （海岸法第7条第1項） （漁港漁場整備法第39条第1項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 ・柱類・電線類は、他の占用物等との共架や整理・統合に努めること。 ・素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものとする。

5.5.2 国道 134 号・県道 215 号（三浦海岸沿線道路）

景観重要公共施設の指定理由

国道 134 号・県道 215 号（三浦海岸沿線道路）は、市外からの来訪者が多く利用し、海岸線を通る主要な幹線道路となっております。

また、周辺では各種イベントが開催されるなど、多くの人の目に触れる施設であります。

三浦市を代表する公共施設の一つであり、多くの観光客が訪れるため、周辺との統一感のある景観整備に努めていきます。



国道 134 号・県道 215 号（三浦海岸沿線道路）



施設管理者	神奈川県
指定区域	国道 134 号及び県道 215 号（市境から白山神社バス停付近まで）
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号口）	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備等を行う場合には、別表に定める色彩基準に適合させるものとする。ただし、自然素材を使用するものは、この限りではない。 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留めること。
占用等の許可の基準 （道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 柱類・電線類は、他の占用物等との共架や整理・統合に努めること。 工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。

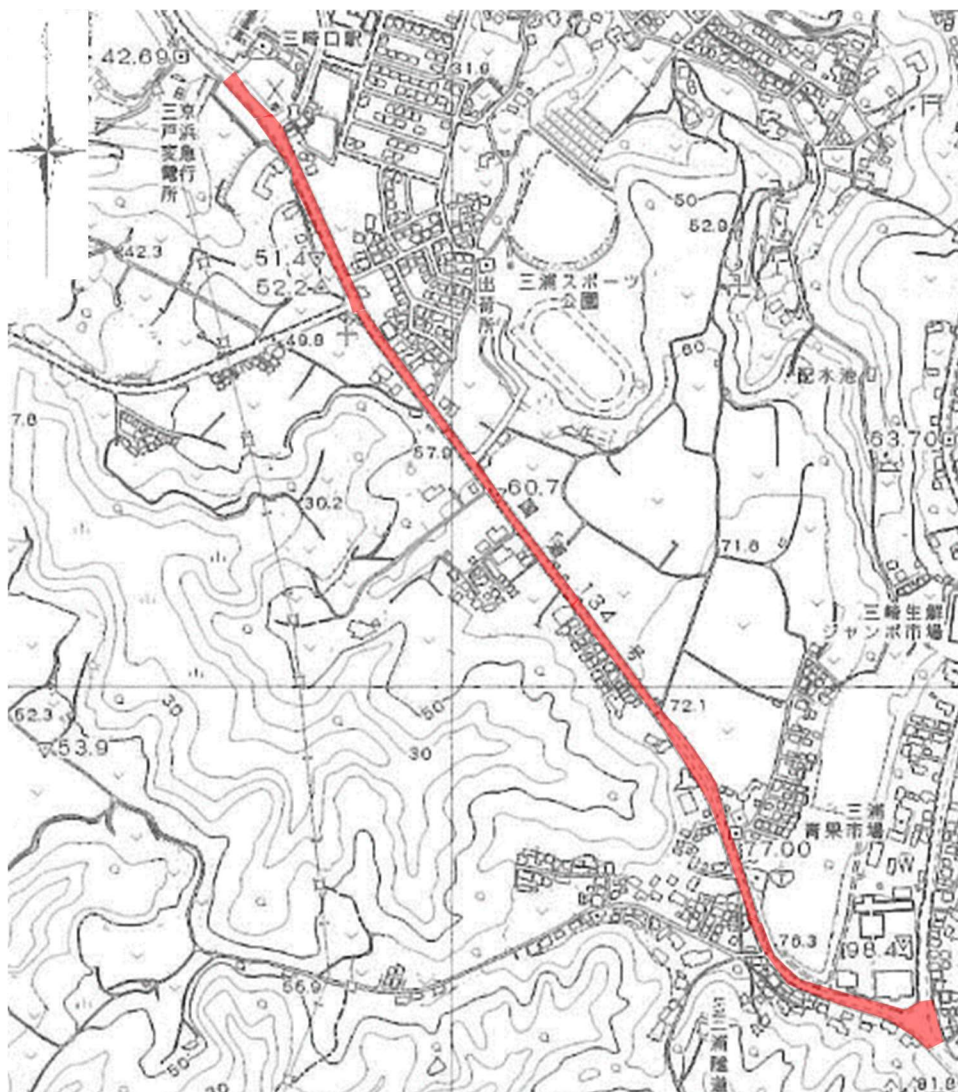
5.5.3 国道 134 号（引橋交差点から三崎口駅まで）

景観重要公共施設の指定理由

国道 134 号（引橋交差点から三崎口駅まで）は、鉄道駅から市の都市機能が集まり市民生活の拠点となる中心核までを結ぶ主要な道路となっております。

また、国道 134 号の東側には、三浦市らしい農地の景観が広がり、西側には相模湾越しに富士山を望む景色を楽しむことができる道路であります。

三浦市の中心核までを結ぶ主要な幹線道路として、周辺との統一感のある景観整備に努めていきます。





国道 134 号（引橋交差点から三崎口駅まで）

施設管理者	神奈川県
指定区域	国道 134 号（引橋交差点から三崎口駅前まで）
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号口）	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備等を行う場合には、別表に定める色彩基準に適合させるものとする。ただし、自然素材を使用するものは、この限りではない。 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留めること。
占用等の許可の基準 （道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 柱類・電線類は、他の占用物等との共架や整理・統合に努めること。 工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものとする。

5.5.4 市道 310-3 号（河津桜並木道）

景観重要公共施設の指定理由

市道 310-3 号（河津桜並木道）は、三浦市内で代表的な補助幹線道路となっております。

また、市道 310-3 号沿いには早咲きで知られる河津桜のほか、菜の花も同時に咲き並び、色とりどりの景色を楽しめ、住宅地に接した良好な景観を形成している道路として、市民から親しまれております。

現在の良好な景観の維持・向上を図るような景観整備に努めていきます。





市道 310-3 号（河津桜並木道）

施設管理者	三浦市
指定区域	市道 310-3 号（山ヶ谷戸跨線橋下横断歩道から 51 号橋下まで）
整備に関する事項 （景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ）	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備等を行う場合には、別表に定める色彩基準に適合させるものとする。ただし、自然素材を使用するものは、この限りではない。 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留めること。 街路樹及び植栽の保全に努めること。
占用等の許可の基準 （道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項）	<ul style="list-style-type: none"> 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 柱類・電線類は、他の占用物等との共架や整理・統合に努めること。 工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。 街路樹及び植栽の保全に努めること。

5.5.5 小松ヶ池公園並びに市道 347-16 号及び市道 348 号（小松ヶ池公園との隣接箇所）

景観重要公共施設の指定理由

小松ヶ池公園は住宅地に隣接しながらも、渡り鳥の貴重な飛来地として有名な約 1.5ha の小松ヶ池を有し、珍しい野鳥・昆虫類・水生植物等が自然のまま育成している希少価値の高い公園となっております。

また、公園内には、早咲きで知られる河津桜が咲き誇り、住宅地に隣接しながら、良好な景観を形成している公園として、市民から親しまれております。

現在の良好な景観の維持・向上を図るような景観整備に努めていきます。





施設管理者	三浦市
指定区域	小松ヶ池公園全域並びに市道 347-16 号及び市道 348 号（小松ヶ池公園との隣接箇所）
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号ロ）	<ul style="list-style-type: none"> ・素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・工作物の設置にあたっては、石材や木材等の自然素材の使用に努める。その他の素材を使用する場合の色彩はダークブラウン（10YR2.0/1.0 程度）とする。 ・交通安全施設の整備等を行う場合には、別表に定める色彩基準に適合させるものとする。ただし、自然素材を使用するものは、この限りではない。 ・看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 ・光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留めること。 ・公園内の樹木及び植栽の保全に努めること。
占用等の許可の基準 （都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項） （道路法第32条第1項又は第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 ・柱類・電線類は、他の占用物等との共架や整理・統合に努めること。 ・工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。 ・公園内の樹木及び植栽の保全に努めること。

5.5.6 城ヶ島大橋取付道路

景観重要公共施設の指定理由

城ヶ島大橋取付道路は、三浦市内で有数の観光地である城ヶ島を利用する際に多くの人が利用する施設となっております。

また、当該道路沿いには住宅、商業施設等があり、市民生活を営む上でも重要な道路であります。

市街地と観光地を結ぶ道路であり、多くの観光客が訪れるため、周辺との統一感のある景観整備に努めていきます。





城ヶ島大橋取付道路

施設管理者	神奈川県
指定区域	城ヶ島大橋取付道路
<p>整備に関する事項 (景観法第8条第2項第4号ロ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備等を行う場合には、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。ただし、城ヶ島大橋取付道路のうち城ヶ島大橋を除く区間は別表に定める色彩基準に適合させること。 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留めること。
<p>占用等の許可の基準 (漁港漁場整備法第39条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 柱類・電線類は、他の占用物等との共架や整理・統合に努めること。 工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。

5.5.7 三崎漁港

景観重要公共施設の指定理由

三崎漁港は、日本でも有数のマグロの水揚げを誇る遠洋漁業の基地であるとともに、沖合漁業、沿岸漁業の拠点として整備された漁港となっております。

また、各種イベントが多く開催されるほか、食や漁港らしい景観を求めて多くの観光客が訪れる施設であります。

産業と観光が調和した海岸景観の維持・向上を図るような景観整備に努めていきます。



三崎漁港



施設管理者	神奈川県
指定区域	三崎漁港区域内の漁港施設（漁港施設道路を除く。）
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号ロ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・ 柱類、柵類は見通しや開放性を確保するとともに、海岸景観に調和するようにすること。 ・ 工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。
占用等の許可の基準 （海岸法第7条第1項） （漁港漁場整備法第39条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いること。 ・ 柱類・電線類は、他の占用物等との共架や整理・統合に努めること。 ・ 工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。

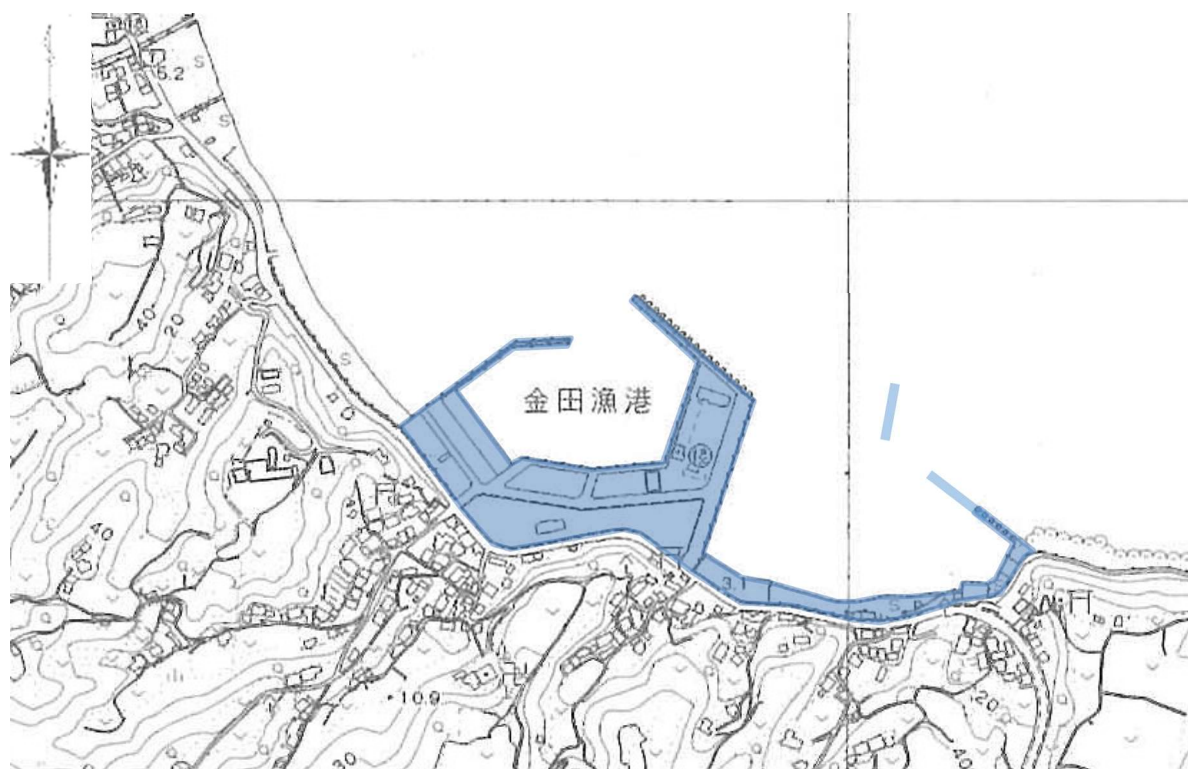
5.5.8 金田漁港

景観重要公共施設の指定理由

金田漁港は、朝市が開催されるなど開かれた漁港として市民にも親しまれている漁港となっております。

また、海岸景観の一部として、良好な景観を形成しております。

現在の良好な海岸景観の維持・向上を図るような景観整備に努めていきます。



金田漁港



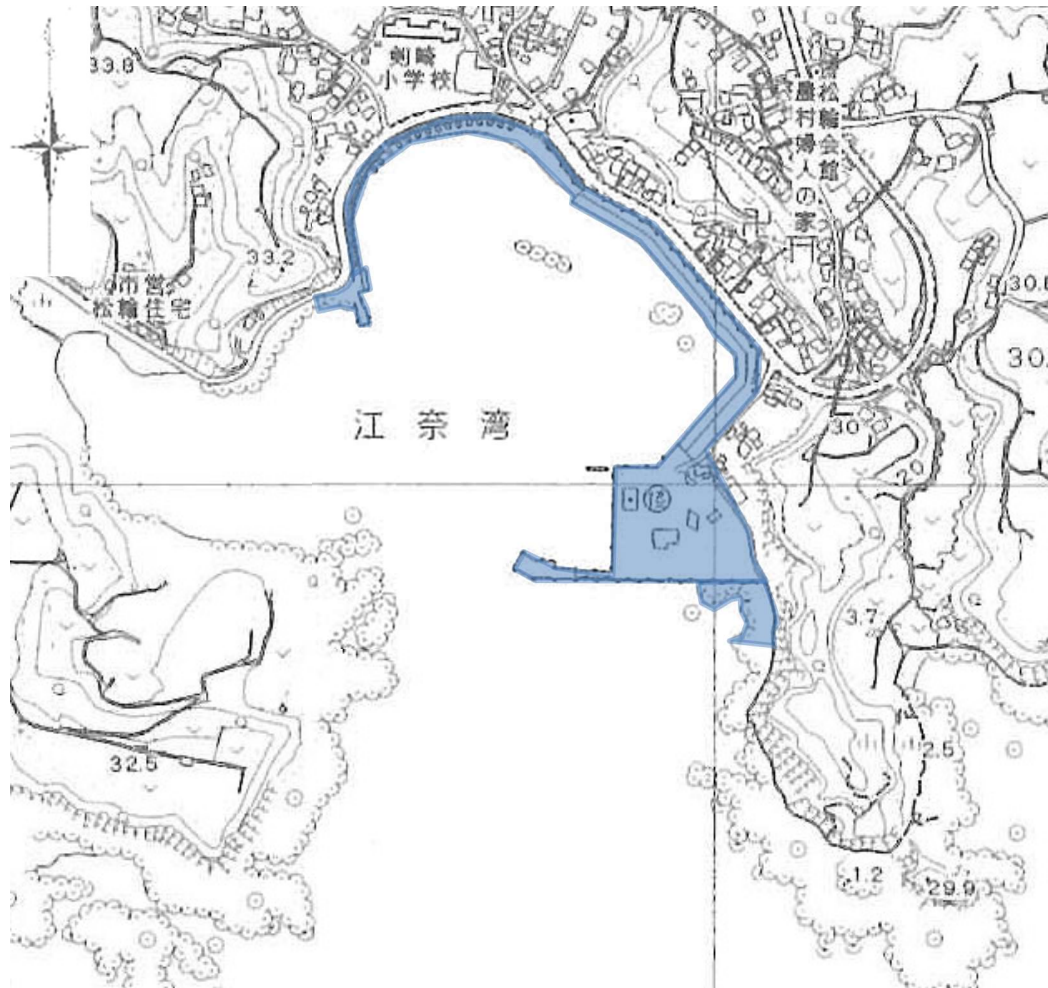
施設管理者	三浦市
指定区域	金田漁港区域内の漁港施設及び公共空地
整備に関する事項 (景観法第8条第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> • 素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 • 柱類、柵類は見通しや開放性を確保するとともに、海岸景観に調和するようにすること。 • 工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。
占用等の許可の基準 (漁港漁場整備法第39条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> • 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いる。 • 柱類・電線類は、他の占用物等との共架や整理・統合に努める。 • 工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。

5.5.9 間口漁港（江奈地区）

景観重要公共施設の指定理由

間口漁港（江奈地区）は、遊漁船の基地として多くの来訪者が訪れ、開かれた漁港として、市民にも親しまれている漁港となっております。

また、隣接する江奈湾とともに海岸景観の一部として、良好な景観を形成しております。現在の良好な海岸景観の維持・向上を図るような景観整備に努めていきます。



間口漁港（江奈地区）



施設管理者	三浦市
指定区域	間口漁港（江奈地区）区域内の漁港施設及び公共空地
整備に関する事項 （景観法第8条第2項第4号ロ）	<ul style="list-style-type: none"> • 素材は経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。 • 柱類、柵類は見通しや開放性を確保するとともに、海岸景観に調和するようにすること。 • 工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。
占用等の許可の基準 （海岸法第7条第1項） （漁港漁場整備法第39条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> • 看板、公共サイン等の色彩は控えめな色彩を用いる。 • 柱類・電線類は、他の占用物等との共架や整理・統合に努める。 • 工作物の色彩及び形態意匠については、周辺の自然環境、隣接した公共施設等に配慮し、調和のとれたものにする。

別表

交通安全施設	色彩基準
<ul style="list-style-type: none"> ○車両用防護柵（ガードレール形式を除く。） ○歩行者自転車用柵（転落防止柵、横断防止柵） ○照明柱（車道照明柱、歩道照明柱） ○標識柱（規制標識、警戒標識等）（門型、F型、T型） ○公共サインの支柱 ○ポラード 	<p>ダークブラウン （10YR2.0/1.0 程度）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○車両用防護柵（ガードレール形式） 	<p>ビーム：グレーベージュ （10YR6.0/1.0 程度） 支柱：ダークブラウン （10YR2.0/1.0 程度）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○道路反射鏡 	<p>グレーベージュ （10YR6.0/1.0 程度）</p>

※上表に示した以外の施設については公共施設管理者と市の景観法所管課が調整を図り色彩を決定するものとする。

基準イメージ

ダークブラウン（10YR2.0/1.0 程度）	グレーベージュ（10YR6.0/1.0 程度）
	
	